2012年(平成24年)3月19日 弁護士の活動領域拡大に向けた取組と課題について

日本弁護士連合会

当連合会は、1990年の第41回定期総会における「司法改革に関する宣言」 以来、国民主権の下でのあるべき司法、国民に身近な開かれた司法を目指して、司 法の人的・物的拡充、司法関係予算の大幅増額、国民の視点からの司法制度の運用 改善、国民の司法参加の観点からの陪審や参審制度の導入等、司法の抜本的な改革 を実現すべく活動してきた。

司法制度改革審議会意見書から10年を経て、法曹養成制度の改革と法曹人口の大幅増加、日本司法支援センターの設立による法的援助の拡大、裁判員制度の創設、被疑者国選弁護制度の導入等の諸改革が実現した一方で、司法制度改革が目指したように弁護士が「社会生活上の医師」として国民にとって身近で頼りがいある存在となるためには、なお改革が必要な課題がいまだ多数存在する。

そこで、当連合会は司法改革の理念に沿った弁護士の活動領域拡大の到達点と課題を別表のとおり改めて整理し、当連合会自ら諸課題実現に向けた取組を進めるとともに、政府関係諸機関に対し必要な諸制度の改善・改革とそれに伴う司法予算の大幅な拡充を求めるものである。

以下、その要旨を説明する。

1 司法過疎・偏在の解消

国民に身近な司法を実現するためには、司法へのアクセスを全国どこでも容易にする必要がある。そのために、以下の点を改善することが重要である。

- (1) 裁判官,裁判所職員等の人的基盤整備,裁判所支部の充実及び裁判所の物的基盤整備を推進すること。
- (2) 弁護士過疎・偏在が更に解消されるべく,地方自治体等の公的機関が,市民が司法へアクセスしやすいよう弁護士を積極的に紹介するなど,ネットワークシステムを構築すること。

2 利用しやすい裁判制度に向けた改善

司法アクセスを改善するためには、市民にとって裁判制度が利用しやすいものとなる必要がある。そのためには、以下の点を改善することが重要である。

- (1) 提訴手数料の低額化及び定額化を図ること。
- (2) 弁護士費用保険(権利保護保険)の拡充を図ること。
- (3) 民事訴訟・行政訴訟における証拠及び情報収集手続の拡充を図ること。
- (4) 消費者被害等で市民が泣き寝入りをしないために、多数の被害者の権利行使を容易にする集団訴訟制度等の拡充を図ること。
- (5) 市民にとって利用しにくい行政訴訟制度を見直し、原告適格等訴えの要件の

緩和や団体訴訟等,新たな訴訟制度の創設を含む行政訴訟制度の改革を推進すること。

- (6) 判決履行の確保及び民事執行制度の改革の検討
- (7) 簡易迅速な訴訟・審判手続の検討
- (8) 民事・行政裁判等への市民参加の検討
- (9) 損害賠償制度等民事実体法の改善改革の検討
- (10) 裁判外紛争解決手続(ADR)を拡充し、活性化すること。

3 法律扶助制度・国選弁護制度の拡充

市民が経済的な支障によって司法にアクセスできないことが生じないようにするため、財政的支援が必須である。

- (1) 民事法律扶助・国選弁護の適用範囲を拡大すること。
- (2) 少年保護事件付添援助,犯罪被害者援助,難民認定援助,生活保護支援等の 当連合会の費用による法律援助事業を日本司法支援センター(法テラス)の本 来事業にすること。
- (3) 法律扶助を受けた者に対する償還免除制度を拡大し、実質化すること。
- (4) DV・セクハラ事件等,事案の困難さに比して報酬額の低いものを見直すと ともに,少額事件にも援助が可能な仕組みを検討すること。

4 企業活動への法的支援の強化

高度化・国際化する企業活動への法律専門家の関与、企業のコンプライアンスの強化、中小企業の海外展開の支援等、現代社会が求める法的ニーズに対応し、法の支配を社会の隅々に行き渡らせるためには、民間の企業・団体の活動への弁護士の関与を飛躍的に拡大する必要がある。

- (1) 企業内(組織内)弁護士を拡充すること。
- (2) 企業内部でのコンプライアンス強化に弁護士を活用すること。
- (3) 中小企業が法的サービスを十分享受できるような、人的・物的・財政的体制 作りをすること。

5 行政分野における法律専門家の積極的活用

法の支配を社会の隅々に行き渡らせるためには、国民生活に直接関わる行政の 分野にこそ、弁護士等の法律専門家を積極的に登用して活用する必要がある。

- (1) 弁護士を公務員等として積極的に採用し、紛争案件に限らず、行政機関が抱える事柄に法的視点から対応できるようにすること。
- (2) 地方自治体等,地域で活動する団体・組織が,弁護士を積極的に活用するよう,弁護士,弁護士会と連携をとること。
- (3) 日本が法的な観点から国際的な貢献ができるよう,外務省やJICA等の諸 活動に弁護士を積極的に活用し,国際的取組を強化すること。

事項名	目標·課題	これまでの取組内容・成果	今後の課題(A日弁連・弁護士会,B国会・立法化,C政府・自治体,D最高裁・裁判所)
司法過疎・偏在の解消	①裁判所支部の増設・支部機能の充実		○裁判官・裁判所職員の増員等の人的基盤及び物的基盤の整備が必要である。(C, D) ○支部でも裁判員裁判や労働審判を実施できるようにする必要がある。(D) ○弁護士任官制度の運用改善, 特に非常勤裁判官の活用の拡充等, 裁判官の給源の多様化に継続的に取り組む。(D) ○支部機能の充実には地方自治体の理解が必要であり, 裁判所・自治体・弁護士会の連携を強化する必要がある。(A, C, D)
	②弁護士過疎・偏在の解消	る(稼働中の公設事務所は75か所)。	○公的機関との連携にあたって、自治体が、弁護士の紹介や直接受任に消極的な場合もある。自治体とのネットワークシステムが重要。例えば、大阪弁護士会の連絡票制度や、福岡県弁護士会のチケット制度など。(A, C)
	①提訴手数料の低額化及び定額化		〇日弁連の2010年3月18日付け「提訴手数料の低・定額化に関する立法提言」のレベルにまで大幅な低額化及び定額化を実現すべきである。(B) 〇訴訟救助についても,裁判所の運用を改善し,実効性のある制度にする必要がある。(D)
		〇保険会社と協議しながら、自動車保険を中心に弁護士費用について保険金が支払われる制度(LAC)が導入された。毎年、実績を上げてきている。特に、少額事件への対応として、タイムチャージ方式を導入し、担当弁護士が活動しやすい環境を整えている。	
利用しやすい裁判制度に向けた改善	③民事訴訟・行政訴訟における証拠及び情報収集手 続の拡充		〇事案解明力のある民事訴訟とするため、当事者照会の実効化、文書提出命令の拡充など証拠・情報収集制度の拡充を図るべきである。(B, D) 〇弁護士法23条の2について、照会に対する回答の義務化を明確化すべきである。(B)
	④多数の被害者の権利行使を糾合する集団訴訟制 度等の導入	の役員に就任するなどして関与している。	〇適格消費者団体は、全国でいまだ9団体しかなく、団体数を増加させるためには、財政的支援が必要。同時に、損害賠償請求についても訴訟可能にすべきである。(B, C) 〇少額な被害であるが、多数の被害者がいる消費者被害等を救済するため、集団訴訟制度を導入すべきである。(B)
	⑤行政訴訟制度の改革の推進	〇日弁連では,行政事件に対応できる弁護士を確保するため,毎年全会員向けに研修を実施している。	┃○行政訴訟を国民がもっと使いやすい制度にすべきである。原告適格の緩和や義務付け訴訟、差し┃
	⑥判決履行確保及び民事執行制度の改革の検討		〇財産開示請求の改善,不動産の名寄せ制度の創設,金融機関等に対する開示制度の創設が必要である。(B)
	⑦簡易迅速な訴訟・審判手続の検討	〇労働審判は、労働事件の早期の紛争解決に役立ち、その利用が年々増加してきた。	〇労働審判の成功例に見習い,民事紛争においても簡易迅速な手続を用意すべきである。(B, D)
	⑧裁判等への市民参加の検討	〇労働審判,裁判員裁判などで,市民の司法への参加が広がってきた。	〇民事行政裁判においても、裁判員制度のような市民参加手続を創設すべきである。(B, D)
	⑨損害賠償制度等民事実体法の改善改革の検討		〇現在の損害賠償制度は填補賠償を基本としており、弁護士費用等の訴訟追行費用の大部分は事実上自己負担を強いられ、また、精神的損害の認容額も低額である。填補賠償を越える損害賠償制度、違法行為抑止や違法利益はく奪を目的とする損害賠償制度を検討すべきである。(B, D)

事項名	目標・課題	これまでの取組内容・成果	今後の課題(A日弁連・弁護士会, B国会・立法化, C政府・自治体, D最高裁・裁判所)
	⑩裁判外紛争解決手続(ADR)の拡充活性化	〇弁護士会としては、①弁護士会ADRの拡充、医療ADR、金融ADR、②住宅紛争ADR、③知財ADRを推進してきた。また、④東日本大震災において、原発ADR立ち上げへの協力や震災ADRを推進してきた。 〇弁護士会は、住宅紛争審査会の調停人や地デジADRへの相談員等の推薦、さらには、原発ADRの仲介委員の推薦等、人的供給も積極的に行ってきた。 〇日本弁理士会と共同で日本知的財産仲裁センターを設立。 〇各地(熊本、青森、新潟、和歌山、鳥取、函館)の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、地元金融機関、地元行政の中小企業担当関連課、中小企業再生支援協議会等の経営指導員等との意見交換により、法的需要があることを確認。 〇他関連組織・ネットワークとの協力・協働のもと、私的整理ガイドライン案件、産業再生支援機構案件、事業再生ADR案件の申立代理人、専門家アドバイザー、手続実施者等の役割を弁護士が担当。また、中小企業再生支援協議会による再生支援についても実質的債権カット案件では概ね弁護士が関与。また、関連する調査研究に基づき実務運用支援に従事。 〇住宅品確法・瑕疵担保履行法に基づく紛争処理機関(住宅紛争審査会)の指定促進。	OADR機関があるところが限定されており、地域間のアクセスの差がなくなるよう連携を図るべきである。(A, C) O知的財産の分野では、若手弁護士に対する知財教育や支援の拡充、さらには地方において中堅 となり得る知財人材の育成をすべきであり、そのための人的・物的組織が必要である。(A, C)
法律扶助制度・国選弁護制度の拡充	①民事法律扶助・国選弁護の適用範囲の拡大	にもその範囲を拡げるべく活動を行っている。 〇各弁護士会が当番弁護士制度を実施し、その実績を裏付けとして被疑者国選弁護制度を実現させ、対象事件の拡大に繋げた。 〇国選付添人制度の実現に取り組み、これを実現させた後は、対象事件拡充に向けた活動を行ってきた。現在も対象事件の限定を撤廃する努力を継続しており、全弁護士会で当番付添人制度を実施している。	〇民事法律扶助の行政手続への適用。生活保護受給の同行申請支援、労働基準監督署・労働局に対する同行申請支援等、法的援助が必要とされる一定の行政手続を法律扶助に取り込む等、対象事件の範囲の拡大が必要。(B) 〇災害被災者、高齢者、障がい者、子ども、在留資格のない外国人等の社会的弱者に対する扶助要件の緩和、償還免除枠の拡大等の対応と配慮が必要。(B) 〇特に、東日本大震災の被災者については、扶助要件の撤廃又は大幅緩和、償還義務の原則的免除又は猶予、扶助対象範囲を裁判費用に限定することなく裁判外紛争解決手続(ADR)や行政に対する申請手続についても利用可能とすること、破産予納金等についても民事扶助の援助の対象とすること等の手当てが求められる。(B) 〇被疑者国選弁護の対象事件の拡大と、逮捕段階からの被疑者国選弁護制度の創設に向けた態勢整備が必要。(B) 〇国選付添人の対象を、少年鑑別所に収容された全ての事件に拡大させ、少年に請求権を付与することが必要。(B)
	②日弁連の費用による法律援助事業の法テラス本来 事業化	〇日弁連は、会員から特別会費を徴収するなど自らの財源により、国選弁護制度や民事法律扶助制度が適用されていない人権救済分野において、弁護士費用等を援助する法律援助事業(法テラス委託事業)を行っている。このことにより、従前弁護士の活動分野としては十分でなかったと考えられる少年付添人活動、在留資格等に関する申請支援や行政不服手続、生活保護申請の分野での同行支援等を可能としており、弁護士の活動領域の拡大に繋がっている。 〇法律援助事業は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に対する法律援助、⑤外国人に関する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心身喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者及びホームレス等に対する法律援助(生活保護申請に関するもの)である。 〇2010年11月には各事業に関連する委員会ごとに国費・公費化に向けた工程表を策定して、財源の確保方策及び法テラスの本来事業化に向けた検討等を行い、その実現に向けた取組を行ってきた。	〇法律援助事業は、社会的弱者への人権救済事業であり、福祉関係団体やNPOとの連携の強化、 ネットワーク作りに国や地方自治体も積極的に関与すべきである。(A, C)
	③償還免除制度の拡大・実質化	納金の立替えに向けた取組を行ってきた。	○民事法律扶助の償還免除・償還一部免除の適用範囲を拡大し,利用者の負担を軽減すべきである。(B) ○準生活保護受給者に対する法テラス本来事業の償還免除制度の実質化については,東日本大震災以降,大きな進展が見られない。(B)
	④弁護士報酬の増額		○DV・セクハラ事案等, 事案の困難性に比しての民事扶助の報酬が低いものを見直し, 弁護士の援助が可能となるように報酬増額とともに償還免除・償還一部免除の適用範囲を拡大する必要がある。(B) ○少額事件など, 相談が受任に結びつかないケースについても法律援助が受けられるように, 報酬増額や償還免除の措置を拡大すべきである。(B) ○全面的国選付添人制度の実現の上での支障は, 弁護士報酬の引上げと報酬財源の確保である。国選付添人制度の報酬がその活動内容に見合った適切なものとなるよう, 報酬基準の見直し, 報酬額の改訂が必要である。(B)

事項名	目標・課題	これまでの取組内容・成果	今後の課題(A日弁連・弁護士会, B国会・立法化, C政府・自治体, D最高裁・裁判所)
企業活動への法的支援の強化	①企業内(組織内)弁護士の拡充	〇日弁連は2006年以降, 任期付公務員と企業内弁護士の拡大に取り組み, 需要側・供給側の意識調査, 問題の把握と情報提供, 採用促進に向けたシンポジウム・全国キャラバン等を実施。直近では2011年7月, 10月に法科大学院生・司法試験合格者向けにシンポジウムを開催。〇2006年当時の企業内弁護士数165人に対し, 2011年12月現在の企業内弁護士数は667人に増加(うち60期以降339人)(日本組織内弁護士協会統計, 2011年12月末現在)。	
	②企業法務への取組	求人側・求職側ともに意識変化が進みつつあり、企業内弁護士数は増加傾向にある。 〇企業の社会的責任(CSR)ガイドライン2007年版(2008年3月)、同2009年版(2010年3月)の策定 コンプライアンス、CSR、内部統制等、企業活動のあり方・ガバナンスに関する新概念の導入・浸透 の動きを踏まえ、2006年以降、調査研究を開始。セミナー、意見交換会、シンポジウム等を経て、成 果として上記ガイドラインを策定。2008年6月には弁護士が中心となって「日本CSR普及協会」を設立	〇上記「企業内(組織内)弁護士の拡充」欄を参照。 〇CSR(企業の社会的責任)については、業界内の意識が高まり、専門的機関が活発に講演・研修を展開しているが、弁護士が本来積極的に関与すべき分野であり、NPOも視野に入れて日弁連・弁護士会が取組を強める必要がある。(A) 〇今後は社外取締役、社外監査役、第三者委員会等について弁護士の就任を義務づける制度、あるいは一定規模の企業に弁護士を法律参与として設置する制度の創設・立法化が求められる。また同時に、弁護士の能力担保、公正さ担保のための制度設計、研修の充実が求められる。(B, C)
	③中小企業支援	基礎調査(2008年「中小企業の弁護士ニーズ調査報告書」)や第16回弁護士業務改革シンポジウム(2009年11月)を通じて、中小企業に法的需要はあるものの、弁護士への相談に繋がっていない実情を把握。対応として2009年11月に日弁連中小企業法律支援センターを設置、2010年4月から全国共通電話番号による法律相談予約サービスを実施。発足から2011年6月まで約1年間の累計通話数は12,500件超。相談者の地域、業種、相談内容、架電の経緯、受任率等を集計分析、2011年11月の第17回弁護士業務改革シンポジウムで報告。〇関係団体とのネットワーク作り、意見交換2006年以降、中小企業庁、日本政策金融公庫、商工会議所、商工会等の中小企業関連団体、及び士業団体等の中小企業支援団体との間で情報交換・意見交換を継続。中小企業庁との連携について共同コミュニケを公表(2007年、2009年、2011年)。中小企業支援団体間のメーリングリストを開設。なお、愛知県弁護士会、福岡県弁護士会等、各弁護士会でも中小企業向けに独自の取組を行っている。	近な相談窓口の存在等が考えられ、これら原因の除去が課題となる。(A, C) 〇利用率のより一層の向上を図るため、当面の間初回面談30分を無料にするなどの対策も検討する。(A) 〇各団体との連携ネットワーク作りの促進。(A, C) 〇企業側が求めている法的サービスと弁護士が供給できる法的サービスがマッチするように、経団連や商工会議所等との情報交換や、具体的なマッチング活動が必要である。特に弁護士情報が入りにくい中小企業に対する情報提供は早急に効果的な対応が必要である。(A, C) 〇弁護士の国際化に対応するためには、法科大学院、司法試験科目、修習の各プロセスで、海外での活動を促進するプログラムを設けるべきである。(A, B, C, D)

事項名	目標•課題	これまでの取組内容・成果	今後の課題(A日弁連・弁護士会, B国会・立法化, C政府・自治体, D最高裁・裁判所)
行政分野における法律専門家の積極的活用	①公務員等への採用の強化	弁護士の行政分野への進出について取り組んできた。 〇官庁, 地方自治体等の組織内弁護士の求人情報を募り, これを会員に提供するとともに, 弁護士の求職情報も適切な方法で各組織に提供する仕組みを構築した。 〇任期付公務員には一定数の採用がなされ, 2011年6月末日現在で86人である。	○包括外部監査人や監査委員についてはいまだ部分的に留まっている。一定のポストには弁護士採用を義務付ける立法化等も必要。(B) ○地方自治体(特に市区町村)における弁護士の採用を促進するため,一定期間国からの財政的援助を行う等の措置を検討する。(B, C) ○地方自治の進展に伴い,地方議会の条例制定能力の向上も求められることから,議会事務局等への弁護士の積極的な登用をすすめるべきである。(C)
	②自治体との連携の強化 (法律相談センター, 消費生活センター, 福祉関係機 関等)	ライアンス問題への関与,事業仕分け・行政評価への参加,債権の回収業務等,弁護士がその業務として,自治体の事務ないし活動に関与する環境作りに取り組んできた。 〇消費者関連法に関する消費生活相談員の研修会や,消費生活センターの相談事例検討会に講師として参加している。 〇児童福祉行政分野における弁護士活動は,児童相談所の代理人に就任することにより実質的に子どもの権利利益に資する活動を行うところから始まり,施設内虐待も起こりうる児童福祉施設の第三者委員に弁護士が就任する例もある。教育の分野では,保護者とのトラブルの調整のために,学校問題サポートセンター(東京都)等を設置して,そこに弁護士を非常勤で雇う例がある。 〇弁護士会と社会福祉士会とが共同で市町村に高齢者虐待対応専門職チームを設置している。また,地域包括支援センター,社会福祉協議会等と連携した法律相談,講演会等を実施している。 〇各地の地方入国管理局や入国管理センターに収容する外国人のため,各弁護士会や弁護士会連合会によって出張相談や電話相談の仕組みが整えられてきている中,近時は,入国管理局とも協力してかかる取組を進めている。 〇震災直後から,全国の弁護士が自ら避難所に足を運び,行政機関と連携し,ボランティア団体,各士業と共同して説明会や法律相談会を開催した。また,原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員や個人版私的整理ガイドライン運営委員会の登録専門家など,弁護士が制度に参加している。	る必要がある。(C) 〇増加する児童虐待事案等に対し児童相談所が弁護士の援助を常時受けられるように、国や自治体が顧問弁護士や任期付公務員として弁護士を活用できるよう予算措置を行う。また、子どもの代人制度も必要。(B, C) 〇高齢者虐待対応専門職チームは、まだ全国ですべて設置されておらず、全国的設置が課題となっている。また、専門職チーム契約の各市町村との締結についても、市町村の虐待に対する理解が十分とはいえない。(C) 〇原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員や、個人版私的整理ガイドライン運営委員会の登録専門家などの報酬は、求められる弁護士活動の量と質に比べて低く、スタッフを十分確保できないおそれがある。(C) 〇知的財産関係については経済産業局や中央行政機関と弁護士の連携は比較的良好ではあるものの、地方の相談員や企業支援担当者との連携は必ずしも十分でなく、それが相談件数のさらなる増加を阻んでいる大きな要因である。経済産業省、経済産業局、総務省等の機関との連携を密にし、地方の中小企業に対する様々な支援施策に弁護士を活用できるような施策を策定し、相談員等に対し周知する必要がある。(A, C) ○厚生労働省は、代理人による生活保護の申請を認めないという見解を改める必要がある。(C)
	③国際的取組の強化	〇国際司法支援活動を行うにあたり、国内諸機関が各国から研修員を招聘して行う本邦研修へ講師を派遣している。また、カンボジア、ベトナム、ラオス、インドネシア、モンゴル、中国等の諸国において、法令起草支援、法整備支援、人材育成支援等を行う弁護士を、JICA長期専門家として現地に派遣している。	○本邦研修等を行うための運営費用として, JICA等の団体から委託を受け, その資金提供のもとに開催するか, 外部ファンドに資金援助を求める必要がある。(C)